政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号）８の規定により、令和元年７月から９月における苦情の受付及び処理の状況を次の通り公表する。

令和元年10月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　苦情受付番号

１新検委第１号

２　苦情申立日

令和元年７月５日

３　苦情申立人

株式会社エナジートップ　代表取締役　海老　進一郎

４　苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名

（契約担当部局）総務管理部管財課

（調達物品名等）新潟県庁本庁舎への電力供給

５　苦情の概要

新潟県庁本庁舎電力供給契約に際して入札を実施せず、地元電力会社との随意契約を故意に継続していることは､「政府調達に関する協定」第13条に違反する。

６　苦情処理状況の概要

本件申立ては、苦情の原因となった事実を知ったときから10日以内に苦情の申立てが行われなかったため、政府調達に関する苦情の処理手続５(3)アの規定により却下した。